



ほくりくみらい基金
Hokuriku Mirai Foundation

「工芸みらい基金」助成プログラム 第2回募集要項

公益財団法人ほくりくみらい基金では工芸作家チャリティーオークション事務局（代表：今西泰赳様）からのご寄付により、冠基金「工芸みらい基金」を設立いたしました。これは、「第二回 令和6年能登半島地震工芸作家チャリティーオークション」の落札金額の一部をご寄付いただき設立したもので、同オークションは、趣旨にご賛同いただいた工芸作家の皆さまと、入札者の皆さまの善意と信頼によって成り立っています。

本基金の助成プログラムでは、「令和6年能登半島地震」で被災した、石川県の工芸作家の方々のこれからの制作活動を支援します。

「第二回 令和6年能登半島地震工芸作家チャリティーオークション」について：
<https://kogeicharityauction.com/>

【「工芸みらい基金」助成プログラム 第2回公募要項】

1. 「工芸みらい基金」助成プログラム 第2回公募スケジュールについて

1-1. 申請受付期間：2025年12月1日（月）～ 助成総額に達し次第終了

1-2. 審査期間：毎週日曜日までの申請について翌々週の金曜日までに審査

1-3. 給付期間：採択日から6ヶ月以内

※採択日から6ヶ月以内に支出が完了するものであれば、終了時期は問いません。

2. 助成対象者について

・石川県内で制作活動をする工芸作家の方のうち、令和6年能登半島地震による被害を受けた方

※「工芸作家」の定義は、「これまでに工芸作品を制作して販売の実績がある個人」とします。

対象外の要件

- a) 主な制作拠点が石川県以外である工芸作家
- b) 宗教活動、政治活動等、特定の思想や信条を広めることを目的とした工芸作家
- c) 反社会的勢力と関係のある工芸作家

3. 助成金額（総額）と対象となる経費について

3-1. 助成額：1件あたり上限5万円（1人1回限り）

※自己負担は不要です。上記の金額の用途等を申請フォームに記載してください。

3-2. 助成総額：500,000円（2025年11月1日現在）



「工芸みらい基金」助成プログラム 第2回募集要項

3-3.対象となる経費

- ・工芸品の制作に必要な設備・機器(窯、ろくろ、道具等)の購入費および修繕費
 - ・工芸品の制作に必要な材料などの購入費
- ※採択日以降に支出した経費に限ります。

4. 助成事業申請方法について

4-1. 下記の申請フォームよりご申請ください。

助成金申請フォーム:

<https://app.jibun-apps.jp/form/dcb0e96d-23a0-4f06-a2a9-8590d32e95aa/new>

5. 選考方法について

5-1.公益財団法人ほくりくみらい基金が設置する「選考委員会」で選考を行い、結果を通知します。また、必要に応じて事務局からのヒアリングを実施する可能性があります。

5-2.選考では「申請内容」、「インターネットなどで公開されている情報」を確認した上で採否を決定します。

5-3.審査基準

以下の審査基準を踏まえて総合的に評価を行います。

なお、基本要件に合致しないものは審査対象外となりますので、ご注意ください。

1) 基本要件

- a) 「助成対象者」「助成対象経費」の要件を満たしているか
- b) 提出期限までに申請を行っているか
- c) 申請書類の提出方法・内容に不備がないか

2) 震災による被害程度

3) 経費の適切性

- a) 適切な算出根拠が示され、過大ではないか。

6. 助成金の支払い方法について

6-1.採択された方は、採択決定通知時に受け取る「口座情報申請フォーム」に銀行口座情報を入力してください。助成金の振込を行います。

6-2.「申請者ご本人名義の口座」にお振込します。屋号で申請される場合には屋号付き口座をご準備ください。

7. 助成事業の活動実績及び会計報告について



「工芸みらい基金」助成プログラム 第2回募集要項

事務局からお送りする活動報告書にて、助成をうけて実施した内容、および助成金の活用実績（会計面）を報告してください（原則事業終了後1ヶ月以内または2026年7月末まで）。

※受領した報告書、写真は寄付者の方々への報告、寄付募集、ほくりくみらい基金の活動報告等で利用・公開する可能性があります。必ず利用・公開して差し支えの無い写真、また、写っている方の許可が取れている写真をご提出ください。

8. 重要な注意事項（※必ずお読みください）

8-1.採択者情報を公開します。

※公開情報：氏名、申請概要、助成金額

8-2.助成申請フォームにご記載いただいた個人情報、当財団の選考に関わる業務に使用し、それ以外には使用しません。

8-3.活動報告等で書類や資料等を提出いただく場合、返却はできません。

8-4.選考結果や選考内容に関するお問い合わせには回答いたしかねます。

8-5.事業変更（中止）については、手続きを行っていただきます。また、交付済みの助成金で助成事業に使われていない場合は「公益財団法人ほくりくみらい基金」に全額返還していただきます。その他詳細は、助成決定後にお知らせします。

8-6. 社会に対し、事業で得られた成果を広く伝えるため、公益財団法人ほくりくみらい基金のホームページ等で成果を報告させていただきます。また、テレビ等の報道機関の求めに応じて、事業成果等の情報を提供する場合があります。

8-7.本助成事業の助成金を充当した支払に関しては、証拠証憑（領収書）等を適切に管理し、必要に応じて当財団へ開示・閲覧できるようにしておいてください。また、証拠証憑は事業実施修了後、3年間の保存をしてください。

9. お問い合わせ・申請先

公益財団法人ほくりくみらい基金

E-mail : grant@hokuriku-mf.jp

ホームページ : <https://hokuriku-mf.jp>